

地方行政サービス改革の取組状況等(令和4年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
423831	長崎県	小値賀町	町村 I-0

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			97.4%	99.4%
本庁舎の夜間警備			96.5%	98.2%
案内・受付			40.0%	86.3%
電話交換			50.0%	90.2%
公用車運転			88.5%	87.6%
し尿収集			100.0%	98.1%
一般ごみ収集			95.0%	97.2%
学校給食(調理)			56.6%	73.2%
学校給食(運搬)			81.3%	91.0%
学校用務員事務			54.9%	38.2%
水道メーター検針			94.2%	98.9%
道路維持補修・清掃等			96.1%	97.2%
ホームヘルパー派遣			97.0%	99.2%
在宅配食サービス			99.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			99.3%	99.8%
ホームページ作成・運営			99.3%	98.1%
調査・集計			92.4%	96.2%

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	委託状況	委託予定無し
BPRの手法を用いた業務分析		【参考】	
取組状況		類似団体	全国(市区町村分)
		総合窓口設置率	委託率
		9.9%	6.0%
		総合窓口設置率	委託率
		15.3%	28.8%

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】		
実施予定無し	委託予定無し	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	類似団体		
										実施率	委託率	
										19.9%	0.0%	
										全国(市区町村分)		
										実施率		委託率
										35.7%		3.5%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	【参考】	
					自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方
体育館	1	0	0.0%	直営での運営が効率的だと考える。	1	直営での運営が効率的だと考える。
競技場(野球場、テニスコート等)	1	0	0.0%	直営での運営が効率的だと考える。	1	直営での運営が効率的だと考える。
プール	0	0			0	
海水浴場	0	0			0	
宿泊休業施設(ホテル、温泉施設等)	7	6	85.7%	残る1施設については、直営での運営が効率的だと考えている。	0	
休業施設(公民館等、里山の家等)	0	0			0	
キャンプ場等	0	0			0	
産業情報提供施設	0	0			0	
展示場施設、見本市施設	0	0			0	
開放型研究施設等	0	0			0	
大規模公園	0	0			0	
公営住宅	7	0	0.0%	小規模であり、直営での運営が効率的だと考えている。	0	
駐車場	3	0	0.0%	直営での運営が効率的だと考えている。	0	
大規模霊園、斎場等	1	0	0.0%	直営での運営が効率的だと考えている。	0	
図書館	1	0	0.0%	小規模であり今後も直営の予定	1	直営での運営が望ましいと考えている。
博物館(博物館、科学館、歴史館、動物園)	1	0	0.0%	小規模であり直営での運営が効率的だと考えている。	1	小規模施設であり、現在の運営が効率的だと考えている。
公民館、市民会館	6	6	100.0%		0	
文化会館	0	0			0	
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	0	0			0	
特別養護老人ホーム	0	0			0	
介護支援センター	0	0			0	
福祉・保健センター	0	0			0	
児童クラブ、学童館等	0	0			0	

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	○	類型		【参考】
		自治体クラウド		実施率(類似団体)
		単独クラウド	○	自治体クラウド
				単独クラウド
				57.0%
				96.0%
				全国
				自治体クラウド
				単独クラウド
				46.5%
				53.5%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定		策定予定時期
		【参考】		
		類似団体	全国(市区町村分)	
		策定割合	策定割合	
		99.3%	99.9%	

(7)地方公会計の整備

作成済	○	作成予定		作成完了予定年度
		【参考】		
		類似団体	全国(市区町村分)	
		作成割合	作成割合	
		94.0%	91.4%	

(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体